

居宅介護支援事業所 管理者 各位

大分市長寿福祉課
課長 齊藤 修造

ケアプランに市長が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合の届出および検証について(通知)

平素より介護保険事業に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

先般通知いたしました市長が定める回数以上の訪問介護を位置付けるケアプランの届出についての詳細を下記のとおり定めましたので、各事業所での周知をお願いいたします。

記

1. 届出対象となるケアプラン

平成30年10月1日以降に作成または変更(軽微な変更は除く)し、利用者の同意を得て交付したケアプランで、その援助期間において、「市長が定める回数」以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置付けるもの

※市長が定める回数(ひと月あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数	27回	34回	43回	38回	31回

※ただし、1回の訪問介護において身体介護に引き続き生活援助を行う場合は回数に含みません。

2. 届出書類

- ①ケアプランに市長が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合の届出書
- ②フェイスシートおよびアセスメントシートの写し ③居宅サービス計画書(ケアプラン)の写し(第1表～第7表)
- ④個別サービス計画書の写し ⑤モニタリング記録

※支援経過記録(第5表)およびモニタリング記録は、作成・変更月の前3か月分までを提出してください。

※届出書類は別紙の届出書を表紙にして、ホチキス留めせずに、クリップ留め等にて提出してください。

3. 届出期限・方法

ケアプランを作成または変更し、利用者の同意を得て交付した月の翌月の末日(末日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに届出書類を下記の届出窓口に持参または郵送(必着)

4. 届出窓口

長寿福祉課 地域支援担当班 (大分市役所第2庁舎2階)

5. 検証方法

届出を受けたケアプランのうち、検証の必要があるケアプランに関しては、地域ケア会議にて多職種で検証します。

※開催日時等、会議の詳細については、個別に文書にて通知します。

6. その他

- ・届出書類の内容について、問い合わせることがあります。
- ・届出書類の不備や届出漏れがないようお願いいたします。別紙の「ケアプランに市長が定める回数以上の訪問介護を位置付けた場合の届出に関するQ&A」も参照してください。
- ・未届の介護支援専門員へは給付実績等の確認により、届出を求めることがあります。

【問い合わせ先・届出先】

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市役所 長寿福祉課 地域支援担当班
電話:097-537-5746